

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和元年6月20日

岡山市長 大 森 雅 夫

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ガリバー岡山庭瀬店

所在地 岡山県岡山市北区平野字渡打964番

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 大黒天物産株式会社

住所 岡山県倉敷市堀南704番地の5

代表者の氏名 代表取締役 大賀 昭司

(3) 変更事項

①大規模小売店舗の名称

(変更前) ディオ庭瀬店

(変更後) ガリバー岡山庭瀬店

②大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

大黒天物産株式会社 代表取締役 大賀 昭司

岡山県倉敷市堀南704番地の5

(変更後)

株式会社IDOM 代表取締役 羽鳥 裕介

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号

(4) 変更年月日

令和元年5月1日

(5) 変更理由

ディオ庭瀬店閉店に伴い、新たにテナントを誘致したため。

2 届出年月日

令和元年5月23日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和元年6月20日から令和元年10月20日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市産業観光局商工観光部産業振興・雇用推進課